

2024.11.11

津市役所介護保険課
収支命令者 様

介護保険料過誤納金還付請求書の押印についての質問

[Redacted]

介護保険料過誤納金還付請求書に署名して送ったら返送されてきました。

介護保険課では、申請目的が異なるため、振込先を記載していません。
還付請求書は、振込先がご本人様又は、相続人様等、変更になる場合がありますため、随時記入いたしております。お手数おかけしますが、請求欄に押印下さい。よろしくお願い致します。

誤納金還付請求書兼口座振込依頼書

請求者 令和 年 月 日

住所 (〒)

氏名 () 続 柄 (※1)

電話 ()

本人 () 夫 () 妻 () 子 ()
上記の続柄に該当する方がいない場合(※2)
父 () 母 () 兄 () 姉 () 弟 ()
妹 () 孫 () 祖父 () 祖母 ()
その他 ()

(※1) 本人様から見た請求者様のご関係に○を付けてください。
(※2) 本人、夫、妻、子以外の方が請求する場合は、被保険者との相続関係を証明する書類(戸籍謄本等)の添付を求めています。

請求金額	¥					
還付内訳	納付すべき保険料	納付額	過誤納額	還付額	年金保険者返納金	還付加算金
	¥0	¥	¥	¥	¥0	¥0

被保険者氏名 住所

被保険者番号

振込先 本店 () 出金所 ()

振込先 農協 信用金庫

津市会計規則 27 条 4 項で「津市への請求書には債権者の押印が必要」だからとか。

しかし、会計規則 27 条 5 項は次のように規定しています。

「前項 2 号及び 4 号の規定にかかわらず、

正当な債権者から提出された請求書であると収支命令者が特に認める場合は
当該請求書への債権者の押印等を省略することができる。」

今回の状況は

- ・ 過誤納金還付通知書の宛名欄には私の氏名が印字されている。
- ・ 被保険者氏名欄にも私の氏名が印字されている。
- ・ 続柄欄の本人に○をした。
- ・ 振込先の口座名義人欄に私の氏名を書いた。
- ・ 請求者欄に私の署名。
- ・ 「押印は略した」という意味で「㊟に×」。

これだけ揃っても「正当な請求者から提出された請求書と認められない」のでしょうか？

収支命令者が「そう認めなかったから」返送されてきたのでしょうか。

民事訴訟法 228 条 4 項は

「本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」として「署名と押印に同等の推定力」を認めています。

内閣府は 2020 年に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を出し、自ら範を示すべく「押印の見直し」を行い「認印については全て廃止」をしました。

しかし、津市会計規則 27 条は 2006 年のまま。

「押印だけ」を請求書の要件とし署名を認めていません。

この規則は民事訴訟法 228 条と矛盾し国の方針に逆行していますが、介護保険課収支命令者はこの会計規則に従わなければならないでしょう。

しかし、会計規則 27 条 5 項を使えば「署名だけで認印なし」の請求を「正当な債権者からの請求」と認めることができるはずです。

つきましては

今回の「署名だけの請求書に対し会計規則 27 条 5 項を適用しなかった具体的理由」を教えてください。

上記メールへでも構いません。

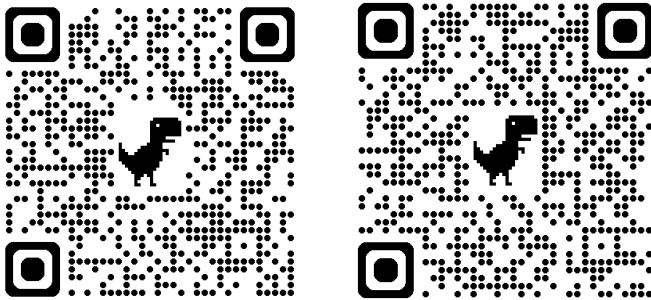
なお、この質問に対する回答は「回答されなかったこと」も含めて当方の HP で公開しますのでご了解ください。

津市介護保険課収支命令者という名称は出しますが実際の役職名や個人名は出しません。

また、以上については当方の HP で公開していますので参考にしてください。

※警備員の杜「呆れる津市の印鑑行政」

※X「署名があっても認印がないからダメ！」



以上